

記載例 ⑥

就職等により特別徴収（給与天引き）を開始する場合

受付印

市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への変更届出書

市処理欄	
------	--

本市から送付された特別徴収税額の決定・変更通知書に記載してある指定番号を記入してください。
※初めて本市で特別徴収を行う事業所は、記入不要です。（指定番号は、特別徴収税額の決定・変更通知書でお知らせします。）

特別徴収へ変更する普通徴収の開始の期別を記入してください。（本人が未納付かつ納期限が未到来のもの）

給与からの天引き（特別徴収）を開始できる月とその納期限を記入してください。
下表の「税額通知書発送予定日」などを参考に、給与事務の集約日に間に合うように設定してください。
(参考) 令和5年度特別徴収開始予定月の目安

届出書受付日	税額通知書発送予定日	徴収開始予定月	届出書受付日	税額通知書発送予定日	徴収開始予定月
5/10まで	5/22	6月	10/10まで	10/20	11月
6/10まで	6/21	7月	11/10まで	11/20	12月
7/10まで	7/20	8月	12/10まで	12/20	1月
8/10まで	8/22	9月	1/10まで	1/22	2月
9/10まで	9/20	10月	1/31まで	2/21	3月

※税額通知書発送予定日の最新の情報は本市HPでご確認ください。

・特別徴収へ変更する納税義務者の申請年度の普通徴収の通知書に記載してある整理番号を記入してください。（通知書番号とお間違えのないようご注意ください。）
・整理番号が不明の場合は「フリガナ」「氏名」「生年月日」「住所」を必ず記入してください。

(あて先) 鹿児島市長

令和5年6月23日 提出

給与 支 払 者 (特別 徴 収 義 務 者)	所在地	〒890-0024 鹿児島市明和〇丁目△△番〇号		特別徴収義務者指定番号 9 7 1 0 0 0 0 0 0 1																	
	フリガナ	〇 〇 カブシキガイシャ		担当者 連絡先	部署名	総務課															
	名称 又は 代表者名	〇 〇 株式会社			氏名	甲野一郎															
	法人番号 ※個人事業主は記載不要	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		電話番号	(099) 200-0000																
給 与 所 得 者	フリガナ	ガ ガツ			ジ ロウ			普通徴収 変更期別	期別の□にレを記入してください。 [<input checked="" type="checkbox"/> 1 ・ <input type="checkbox"/> 2 ・ <input type="checkbox"/> 3 ・ <input type="checkbox"/> 4] 期 以降を変更希望												
	氏名	(氏) 五月			(名) 次郎			特別徴収 開始予定月	<input checked="" type="checkbox"/> 8 月分(翌月10日納期限分)から特別徴収を開始します。 ※10日までに受付けた届出書について、その月の20日頃に税額通知書をお送りしますので、貴事業所の給与事務の集約日に間に合うよう、開始月を設定してください。(5月中旬に発送する年度当初の税額通知書のみ4月15日受付分までを反映)												
	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	63	年	12	月	5		日	月割額 の連絡	通知書が間に合わない開始月を設定する場合のみ記入してください。 月 日 までに電話連絡希望										
	1月1日現在の住所 (課税地住所)	鹿児島市 宇宿〇 町 丁目			△△番(地) □□号			整理番号 ↑ 普通徴収の通知書に記載 ※右詰めで記入してください。	54321 受給者番号 ※税額決定通知書に事業所独自の受給者番号を記載する必要がある場合は記入してください。												
	1月1日現在の住所 (課税地住所)	鹿児島市 宇宿〇 町 丁目			△△番(地) □□号																

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものや、過年度の税額分は特別徴収への変更ができません。本人が納めるよう必ずお伝え下さい。

普通徴収の納期限・変更期別 による届出書の提出期限	1期…6月30日	2期…8月31日	3期…10月31日	4期…1月31日
------------------------------	----------	----------	-----------	----------

※各納期限が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日となります。 ※口座振替の方は、各納期限の2週間ほど前までに提出してください。

2. 65歳以上の方の公的年金等の所得に係る税額分は、給与からの特別徴収に変更ができません。